

北九建都設機第63号
令和5年7月5日

関係者各位

建築都市局設備部
機械設備課長 秋吉 宏昭
電気設備課長 原田 敏

営繕設備工事における「公共建築工事積算基準」の適用について（通知）

北九州市では、国土交通省の「公共建築工事における共通費等率を改定」（令和5年3月30日）を受け、営繕設備工事において、7月以降に公告及び通知するものから、新基準を適用することになりましたのでお知らせいたします。共通費等を新基準にて積算している工事については、参考数量内訳書に新基準を適用する旨の記載を追記いたしますので、ご確認をお願い致します。詳細は、下記の国土交通省ホームページを参照ください。

(https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_kyoutuuhi_sekisan.htm)

記

1 主な改定ポイント

共通仮設費率、現場管理費率の算定方法の大幅な改定

2 適用時期

- (1) 一般競争入札 7月26日 公告分
- (2) 指名競争入札 7月20日 通知分

3 添付資料

- 参考数量内訳書への記載例
- 公共建築工事共通費積算基準（改定前・後）

<問い合わせ先>
建築都市局設備部
機械設備課設備調整係
担当：石田、大中
電話：093-582-2581